第一部 国際社会の法的構造 管轄権 (その4) 海

領海・排他的経済水域

海洋法 二元構造 多元化

領海

ローマ法時代 ユスティニアヌス帝『法学提要 Institutiones』(533)

13世紀以降 ヴェネツィア アドリア海 ジェノヴァ リグリア海

1493 教皇アレクサンドル6世教書

1584 Mendoza 事件 Elizabeth I, Mary Stuart

1588 無敵艦隊と Drake イギリスの態度変更

1609 Grotius『自由海論』 オランダ、ポルトガルとイギリスに対抗

1635 Selden『閉鎖海論』 « bataille des livres »

海洋二元論 狭い領海と広い公海

領海の範囲

領海の決め方

直線基線 ノルウェー漁業事件判決 判例 34

無害通航権 国連海洋法条約 17条以下

通航

能登沖「不審船」1999

無害

航行態様説と船種説

軍艦は?

事故原子力潜水艦事件 資料

核物質積載船 あかつき丸 1992 資料

注意 内水との区別 藤田 p. 233

「神戸方式」 資料

排他的経済水域 「200カイリ」 国連海洋法条約 55 条以下

特定の事項に関する「主権的権利」と「管轄権」

奄美沖「不審船」

引き上げ問題

日本による威嚇射撃